

新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（抄）

平成 7 年 3 月 1 7 日 告示第 2 1 号

最終改正 令和 6 年 1 0 月 1 7 日 告示第 1 2 9 号

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、柏崎市が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

（書類の様式）

第 2 条 この規程に必要な書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 営業所（主たる営業所を除く。）一覧表（別記第 2 号様式）
- (3) 技術職員数等に関する書類（別記第 3 号様式）
- (4) 指定工事の施工実績に関する書類（別記第 4 号様式）
- (5) 舗装機械の所有状況に関する書類（別記第 5 号様式）
- (6) 技術職員数一覧（別記第 6 号様式）
- (7) 暴力団等の排除に関する誓約書（別記第 7 号様式）
- (8) 建設工事入札参加資格承継申請書（別記第 8 号様式）
- (9) 変更等届出書（別記第 9 号様式）
- (10) 廃業等届出書（別記第 1 0 号様式）
- (11) 経常共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第 1 1 号様式）
- (12) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第 1 2 号様式）
- (13) 構成員一覧表（別記第 1 3 号様式）
- (14) 共同企業体変更届出書（別記第 1 4 号様式）
- (15) 適用除外申告書（別記第 1 5 号様式）
- (16) インターンシップ等の受入れに関する証明書（別記第 1 6 号様式）
- (17) 若年者雇用状況申告書（別記第 1 7 号様式）

第2章 建設業者の参加資格

(競争入札等に参加することができる者)

第2条の2 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者でこの章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びこの章に定める手続によりその者の参加資格を承継したものの（以下「参加資格者」という。）とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その許可後の営業期間が1年を経過しない者
- (2) 競争入札等に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の事業年度において参加資格に係る法別表第一の建設工事（「とび・土工・コンクリート工事」については、その内訳として「法面処理工事」を含む。次号及び第6条第1項において同じ。）の種類別の完成工事高を有しない者
- (4) 競争入札等に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に参加資格に係る法別表第一の建設工事の種類別に法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (5) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- (6) 次のアからキまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(7) 次条第1項第3号から第5号までに規定する税について滞納がある者

(8) 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札等に参加することができない。

(1) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が競争入札等に参加させないこととした者

(2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、市長が競争入札等に参加させないこととした者

(3) 施行令第167条の5の2の規定により一般競争入札による契約を締結しようとする場合において、市長が定める当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を有しない者

(4) 市長から指名競争入札及び随意契約に関し指名停止の措置を受け、その措置期間が経過しない者

(資格審査の申請)

第3条 資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 営業所（主たる営業所を除く。）一覧表
- (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し
- (3) 柏崎市の市税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書
- (4) 柏崎市に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有しない者にあつては、前号の納税証明書のほか、新潟県の県税の納税証明書、新潟県に納税義務がない者にあつては法人税又は所得税の納税証明書
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) 法第27条の23に規定する審査に必要な書類の写し
- (7) 暴力団等の排除に関する誓約書
- (8) 前条第1項第8号に規定するいずれかの届出を行っている者又は当該届出を行うことを要しない者であることを総合評定値通知書の写しで確認することができない者にあつては、当該届出を行ったことが確認できる書類の写し又は適用除外申告書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請書類の提出部数は、1部とする。

(資格審査の申請期間等)

第4条 資格審査の申請は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 定期申請 次に掲げる場合

ア 現に効力を有する参加資格の有効期間が満了する日の翌日を有効期間の開始日とする参加資格について資格審査を申請する場合

イ アに掲げる場合のほか、第7条第1項に規定する有効期間に係る参加資格について資格審査を申請する場合

(2) 随時申請 前号に掲げる場合以外の場合

2 定期申請は、次の各号に掲げる建設業者の区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。

(1) 柏崎市内に本店を有する者 平成7年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の12月1日から同月28日までの期間

(2) 前号に規定する以外の者 定期申請年の1月4日から同月末日までの期間

3 随時申請は、随時に行うことができる。

（申請書類の作成）

第5条 申請書類は、別に定める要領により作成しなければならない。

（資格審査）

第6条 市長は、申請書類を受理したときは、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領（昭和62年4月制定）に掲げる事項について資格審査を行い、参加資格を与えることが適当と認められるときは、法別表第一の建設工事の種類ごとに評点を付し、入札参加資格者名簿に登載するとともに、その結果を申請者（第3条第1項の申請書類を市長に提出した者をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。この場合において、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事について、A、B及びCの3等級にそれぞれ格付けするものとする。

2 前項の資格審査の結果、参加資格を与えることが適当と認められないときは、その結果及び理由を申請者に通知するものとする。

3 前2項の通知は、定期申請に係る資格審査の結果を通知する場合は定期申請年の4月1日までに、随時申請に係る資格審査の結果を通知する場合は申請書類を受理した日から14日以内に、行うものとする。

4 資格審査の結果について異議のある申請者は、市長に対して、第1項又は第2項の規定による通知を受けた日から60日以内に再審査を申し立てることができる。

（参加資格の有効期間）

第7条 定期申請に係る参加資格の有効期間は、定期申請年の4月1日から次の定期申請年の3月31日までとする。

2 随時申請に係る参加資格の有効期間は、前条第1項の入札参加資格者名簿に登載された日から次の定期申請年の3月31日（当該入札参加資格者名簿に登載された日が定期申請年の1月4日から3月31日までの期間に属する場合にあっては、当該定期申請年の3月31日）までとする。

(参加資格の承継)

第8条 市長は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第2条第1項第2号若しくは第4号から第6号まで若しくは同条第2項の2第1号若しくは第2号に規定する者（同条第1項第2号又は第4号に規定する者にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあったときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りではない。

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、建設工事入札参加資格承継申請書及び次に掲げる添付書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続の事実を証する書面（営業若しくは事業の譲渡又は合併若しくは分割に係る契約書の写し、総会等議事録の写し及び当該営業又は事業を承継する者以外の相続関係者の同意書）
- (2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書（法人の場合にあつては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書）
- (3) 建設業許可通知書の写し
- (4) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (5) 住民票（個人の場合）
- (6) 営業又は事業を承継した時の貸借対照表
- (7) 総合評定値通知書の写し（申請者が当該事業の譲渡、合併又は分割のあったときに経営事項審査を受けることを要しない者である場合を除く。）
- (8) 柏崎市の市税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書
- (9) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (10) 暴力団等の排除に関する誓約書
- (11) 第2条第1項第8号に規定する届出を行っている者又は当該届出を行うことを要しないことを総合評定値通知書の写しで確認することができ

ない者にあつては、当該届出を行ったことを確認できる書類の写し又は適用除外申告書

(12) その他市長が必要と認める書類

- 3 前項の申請書及び添付書類の提出部数については、1部とする。
- 4 第2項の申請があつた場合においては、第6条の規定を準用する。この場合において、営業若しくは事業を譲渡した者又は合併によって消滅したものが2以上で、その評点又は格付が異なるときは、参加資格を承継する者の評点又は格付は、それらのうち最も高いものとする。
- 5 前項の規定により第2条第1項第1号の者が参加資格を承継した場合は、同号の営業期間が1年を経過しない場合であっても定期申請又は随時申請を行うことができるものとする。

(変更の届出)

第9条 参加資格者は、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業所を新たに設置し、若しくは廃止したときは、20日以内に変更等届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称、所在地又は電話番号
- (3) 法人の代表者の氏名
- (4) 代理人（参加資格の有効期間を通して競争入札等に関する権限の委任を受けているものに限る。）の氏名
- (5) 参加資格に係る建設工事の種類に係る法第3条第1項各号に掲げる区分
- (6) その他市長が必要と認める事項

(廃業等の届出)

第10条 参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、当該各号に掲げる者は、20日以内に廃業等届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 参加資格者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併その他の事由により解散した場合 その役員であつた者又はその清算人
- (3) 参加資格者が参加資格に係る建設工事の種類に係る法第3条第1項の許可を有しなくなった場合 当該建設業者又は当該建設業者であつた

個人若しくは法人の役員

- (4) 参加資格者がその参加資格を辞退しようとする場合 当該参加資格者
(参加資格の取消し等)

第 1 1 条 市長は、参加資格者が前条各号のいずれかに該当する場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は格付の降級をすることができる。

- (1) この章の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があったとき。
- (3) 第 9 条の規定による届出をしなかったとき。
- (4) 破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 第 2 条第 1 項第 6 号アからキまでのいずれかに該当するとき。
- (6) 次項の規定により提出すべき書類を、その定められた期間内に提出しないとき。

3 市長は、参加資格者が前項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第 2 項の規定により参加資格を取り消した場合は、その旨を当該参加資格者であった者に通知する。

(工事の発注標準)

第 1 2 条 格付けした等級に対応する発注の標準となる工事の等級は、別表のとおりとする。

第 3 章 共同企業体の参加資格

(競争入札等に参加することができる共同企業体)

第 1 3 条 競争入札等に参加することができる共同企業体は、次に掲げる共同企業体で次条以下に定める手続により資格審査を受け参加資格を認められたものとする。

- (1) 特定共同企業体 建設業者が、市長の指定する工事を共同連帯して請け負うことを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。

- (2) 経常共同企業体 2又は3の中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する建設業者をいう。）が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的に結成する共同企業体をいう。

（共同企業体の入札参加建設工事）

第14条 共同企業体が競争入札等に参加することができる建設工事は、次のとおりとする。

- (1) 特定共同企業体 市長が指定する建設工事
(2) 経常共同企業体 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事（共同企業体の構成員）

第15条 特定共同企業体の構成員は、第2条に定めるところにより競争入札等に参加することができる者で、別に定める要件を満たすものとする。

2 経常共同企業体の構成員は、次に該当する者とする。

- (1) 第6条第1項又は第8条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者で、第2条第1項第5号若しくは第6号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定に該当しないもの
(2) 他の共同企業体の構成員となっていない者
（資格審査の申請）

第16条 資格審査を受けようとする共同企業体は、経常共同企業体入札参加資格審査申請書又は特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 構成員一覧表
(2) 次に掲げる事項を記載した協定書
ア 目的
イ 名称
ウ 事務所の所在地
エ 成立及び解散の時期
オ 構成員の住所及び商号又は名称
カ 代表者の名称及び権限
キ 構成員の出資の割合、利益配当の割合及び欠損金負担の割合
ク 工事途中における構成員の脱退に関する事項

ケ その他必要な事項

(3) 構成員の総合評定値通知書の写し

2 申請書類の提出部数は、1部とする。

3 申請書類の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 特定共同企業体 市長が指定する日

(2) 経常共同企業体 随時

(資格審査)

第17条 市長は、特定共同企業体の資格審査に係る申請書類を受理したときは、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領に掲げる事項について審査を行い、参加資格を与えることが適当と認められるときは、入札参加資格者名簿に登載するとともに、申請書類を受理した日から14日以内に、その結果を共同企業体の代表者に通知するものとする。

2 特定共同企業体の資格審査については、第6条第2項及び第4項の規定を準用する。

3 経常共同企業体の資格審査については、第6条の規定を準用する。

(参加資格の有効期間)

第18条 特定共同企業体の参加資格の有効期間は、前条第1項の入札参加資格者名簿に登載された日から別に定める日までとする。

2 経常共同企業体の参加資格の有効期間については、第7条第2項の規定を準用する。

(構成員の減少による参加資格の再審査)

第19条 共同企業体の構成員の数が減少した場合（構成員の数が1となる場合を除く。）は、残存する構成員（以下「残存構成員」という。）は、経常共同企業体入札参加資格申請書又は特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び次に掲げる添付書類（以下この条において「再審査申請書類」という。）を市長に提出して、参加資格の再審査を受けなければならない。

(1) 協定書（残存構成員で作成したもの）

(2) 構成員の脱退の理由を記載した書面（構成員の数の減少が脱退による場合）

(3) 残存構成員の脱退についての同意書（構成員の数の減少が脱退による場合）

2 再審査申請書類の提出部数は、1部とする。

- 3 再審査申請書類を受理したときの資格審査については、第17条の規定を準用する。
- 4 再審査に係る特定共同企業体の参加資格の有効期間は、前項において準用する第17条第1項の入札参加資格者名簿に登載された日から別に定める日までとする。
- 5 再審査に係る経常共同企業体の参加資格の有効期間については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第1項」とあるのは、「第19条第3項において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第20条 共同企業体は、次に掲げる事項について変更があったときは、20日以内に共同企業体変更届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地又は電話番号
- (3) 構成員。ただし、当該構成員の営業の同一性を失わない変更の場合に限るものとする。
- (4) 協定書の内容（前3号に掲げる事項を除く。）

(参加資格の取消し等)

第21条 市長は、共同企業体の構成員の数が1となった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、共同企業体が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加資格の取消し又は格付の降級をすることができる。

- (1) この章の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 第19条の規定による申請をしなかったとき。
- (3) 前条の規定による届出をしなかったとき。

(工事の発注標準)

第22条 格付けをした共同企業体の等級に対応する発注の標準となる工事の等級については、第12条の規定を準用する。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 平成7年の定期申請及び経常企業体の申請に係る参加資格の有効期間に限り、第7条第1項中「申請年の5月15日」とあるのは「平成7年6月1日」と、第18条第2号中「1月1日から5月14日までの期間に属する場合にあっては、当該定期申請年の5月14日」とあるのは「2月1日から5月31日までの期間に属する場合にあっては、当該定期申請年の5月31日」とする。
- 2 この規程の施行の際現に効力を有する参加資格の有効期間については、平成7年5月31日までとする。ただし、特定共同企業体の参加資格の有効期間は、当該工事の完了の日までとする。
- 3 建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する共同企業体の平成7年5月31日までの間に行う申請に係る資格審査については、なお従前の例による。
- 4 この規定の施行の際現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

前 文（抄）（平成8年1月16日告示第6号）

平成8年1月22日から実施する。

附 則（平成9年1月27日告示第13号）

この規程の施行の際現に効力を有する参加資格の有効期間については、平成9年4月30日までとする。ただし、特定共同企業体の参加資格の有効期間は、当該工事の完了の日までとする。

前 文（抄）（平成10年7月10日告示第71号）

平成10年8月1日から実施する。

前 文（抄）（平成11年1月26日告示第14号）

平成11年2月1日から実施する。

前 文（抄）（平成11年4月21日告示第65号）

平成11年5月1日から実施する。

前 文（抄）（平成12年3月17日告示第28号）

平成12年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成14年12月16日告示第105号）

平成15年1月1日から実施する。

前 文（抄）（平成19年3月7日告示第27号）

平成19年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成２０年１１月１７日告示第１４１号）
平成２１年１月１日から実施する。

前 文（抄）（平成２２年１２月９日告示第１６０号）
平成２２年１２月１日から実施した。ただし、別表の改正規定は、平成２
３年４月１日から実施する。

前 文（抄）（平成２４年３月３０日告示第５６号）
平成２４年４月１日から実施する。

前 文（抄）（平成２４年１１月１２日告示第１４９号）
平成２４年１１月２０日から実施する。

前 文（抄）（平成２８年１０月３１日告示第１１８号）
平成２８年１１月１日から実施する。

附 則（平成２８年１０月３１日告示第１１８号）
改正後の新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程の規定は、平成２９
年度以後の入札参加資格の審査について適用し、平成２８年度以前の入札参
加資格の審査については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年１月２６日告示第６号）
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１０月２１日告示第１０９号）
この規程は、令和２年１１月１日から施行する。

前 文（抄）（令和２年１２月２５日告示第１３１号）
告示の日から実施する。

前 文（抄）（令和４年１０月２１日告示第９５号）
令和４年１１月１日から実施する。

前 文（抄）（令和４年１１月８日告示第９９号）
令和４年１２月１日から実施する。

前 文（抄）（令和６年１０月１７日告示第１２９号）
令和６年１１月１日から実施する。

別表（第 12 条関係）

工事の級	土木一式工事	電気工事
	建築一式工事	管工事
A	2,300 万円以上	900 万円以上
B	500 万円以上	300 万円以上
	2,300 万円未満	900 万円未満
C	500 万円未満	300 万円未満

別記（第 6 条、第 7 条関係）

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 客観的事項

法第 27 条の 23 第 3 項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目

2 主観的事項

- (1) 障害者の雇用状況 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数を超える数の障害者の雇用の有無
- (2) 男女共同参画の推進状況 新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録の有無及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第 1 項若しくは第 4 項に基づく一般事業主行動計画の策定又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する女性の雇用の有無

別記

第 1 号様式～第 17 号様式（省略）